

長野県保育士移住支援事業補助金に関する Q & A

令和 6 年 7 月 26 日現在

【事業全般について】

Q 1 補助対象者の移住先の居住地と、勤務先（保育所等）施設の所在地が長野県内の異なる市町村の場合には、どのように取り扱うか。

A 1 長野県保育士移住支援事業については、補助対象者の勤務先（保育所等）が所在する市町村が県外から移住してきた保育士を対象に移住支援金を交付する場合に対象になります。なお、居住地要件等、市町村が独自で要件を付加することも可能です。

Q 2 補助を受けるためには、新たに保育士向けの移住支援事業を創設しなければならないのか。

A 2 市町村においてすでに就職先等を限定しない移住支援事業を実施しており、当該事業の対象者に保育士として保育所等に勤務する方も含まれている場合は、当該移住支援事業を活用していただいても差し支えありませんが、長野県保育士移住支援事業実施要領 4 に定める要件に該当するか確認をお願いします。なお、移住支援事業を実施していない市町村については地域の保育士確保状況等を勘案の上、事業実施についてご検討ください。

Q 3 既に実施している就職先等を限定しない移住支援金を活用して本支援金を交付する場合、既存の支援金における市町村負担額が 30 万円以上あれば、この部分を本支援金の市町村負担分として捉え、既存の支援金額に県負担額 30 万円のみを上乗せして移住者に支援金を交付することは可能か。

A 3 対象者が補助対象者の要件を全て満たしていれば可能です。

【補助対象者の要件】

Q 4 就業の日の 1 年前に県外から県内市町村に住民票を異動した場合は対象になるか。

A 4 対象になりません。実施要領 3（2）に記載のとおり、就業の日から起算して前後半年以内に住民票を異動した場合対象となります。

Q 5 前年度の 3 月に県外保育士養成施設を卒業し、4 月から長野県内の保育所等に勤務する新卒採用者は対象になるか。

A 5 本事業は、県外在住で既に保育士資格を所有している者の県内への移住促進を目的

としているため、UIJ ターン生や新卒採用者については対象外になります。問の場合においては、補助対象者が県外保育所等で1年以上勤務した後、県内へ移住（住民票を異動）して県内の保育所等に勤務する場合は対象とすることができます。

Q 6 雇用主は変わらず、長野県にある保育所等への転勤により移住することになった場合は対象になるか。

A 6 対象になりません。県内の保育所等への転勤、出向等の人事異動は対象にならず、新規の雇用であることが必要です。

Q 7 公立保育所の会計年度職員は対象になりますか。

A 7 補助対象者の要件に全て該当する場合は対象になりますが、会計年度職員の任期が更新されない等の理由により、県内保育所での勤務期間が3年に満たない場合、実施要領5に記載のとおり、支援金の全額又は半額を返還していただくことになります。

【申請について】

Q 8 既存の移住支援事業において、住民票の提出を求めている場合はどのように対応すればよいか。

A 8 県の保育士移住支援事業補助金の支給を受ける場合は、実施要領4（3）アに記載のとおり住民票の提出が要件になりますので、補助対象者あてに提出を求めてください。なお、住民票の異動を伴わないものについては対象外となります。

【その他】

Q 9 保育士移住支援金を返還しなければならない場合はどのような場合か。

A 9 以下に該当する場合、支給された額の全額又は半額を返還しなければなりません。

①偽りその他不正な手段により保育士移住支援金の交付を受けた場合	全額の返還
②保育士移住支援金の交付申請日から2年未満に、長野県外及び勤務市町村外の保育所等に異動し、又は保育士の職を辞した場合	
保育士移住支援金の交付申請日から2年以上3年以内に長野県外及び勤務市町村外の保育所等に異動し、又は保育士の職を辞した場合	半額の返還

Q10 実施要領5に記載されている返還を請求しない「やむを得ない事情」とはどのような場合を想定しているか。

A10 勤務先保育所等の廃止や休園、災害、病気などにより補助対象者が自らの意思では

なく保育士として勤務が困難になった場合を想定していますが、該当しそうなケースが生じた場合は、事前に県に御相談ください。なお、病気については医師からの診断書及び勤務先保育所等から意見書を徴取するなど、市町村において実態を十分調査の上適切に対応するようにしてください。

Q11 支給後の就業継続の確認はどのように行うか。また、確認結果は県へ報告等する必要があるのか。

A11 申請から3年を経過するまでの間、1年ごとに保育士移住支援金受給者の勤務先である保育所等から就業証明書の提出を求めるなど、市町村において確認を行ってください。なお、確認の結果就業継続が確認できた場合は、特に県へ報告等する必要はありません。

Q12 保育士移住支援金を受給した者が、勤務先保育所等を退職し、長野県内の別の保育所等に就職した場合、返還請求を行う必要があるのか。

A12 県内の保育所等で継続して勤務されていれば、県としては返還請求は求めませんが、市町村が要綱等で対象となる保育所の要件を定めた上で、その要件に該当しなくなったことにより受給者に返還請求をする場合は県費分についても返還が必要となります。

Q13 保育士移住支援金の使途に制限はありますか。

A13 特に制限はありません。

Q14 移住者に支援金を交付する際は、実施要領で定められた様式を必ず使用しなければならないのか。

A14 様式で定められた事項が記載された様式で、添付書類が備わっていれば、既存の移住支援金の様式を改正したものなど独自の様式でも構いません。